

目 次

第1 療養費について	11
1 療養費の意義	11
2 療養費の支給要件	11
3 療養費の額	11
4 療養費支給手続	12
【関係法令・通知】	13
◎健康保険法（抜すい）	13
○健康保険法施行規則（抜すい）	13
○被保険者等が売薬を服用した場合（昭13. 8.20 社庶 1,629）	15
○「現に療養に要した費用」の場合の「療養」の意味について（昭24. 4.25 保険発 167）	15
○療養費の請求権の消滅時効について（昭31. 3.13 保文発 1,903）	15
○療養費の支給要件（昭24. 6. 6 保文発 1,017）	15
○歯科診療以外の診療に係る療養費の支給基準について（昭42. 8.25 保発 29）	16
◎国民健康保険法（抜すい）	17
○国民健康保険法施行事務の取扱について（抄）（昭34. 1.27 保発 4）	18
◎高齢者の医療の確保に関する法律（抜すい）	18
第2 治療用装具の支給	21
1 支給対象	21
2 療養費の額	21
【関係通知】	23
○治療用装具の療養費支給基準について（昭36. 7.24 保発 54）	23
○治療用装具の療養費支給基準について（昭62. 2.25 保険発 6）	23
○治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について（平30. 2. 9 保医発0209 1）	23
○治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について（令 5. 3.17 保医発0317 1）	25
○療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について（平28. 9.23 保発0923 3）	37
○歩行補助器について（昭24. 6. 7 保険発 204）	45
○くる病に対する補助器の使用について（昭26.11. 9 保 医 251）	45
○資格取得前に装着した義手義足の修理費について（昭26. 5. 6 保文発 1,443）	45
○松葉杖の取扱いについて（昭33. 4.21 保文発 2,559）	45
○副子の取扱いについて（昭34.12.23 保険発 195）	45
○サポーターに対する療養費の支給について（昭36. 6.21 保文発 4,846）	45
○サポーターの支給について（昭37.10.10 保文発 5,351）	45
○先天性内翻足矯正具の取扱いについて（昭30. 2.10 保険発 28）	46
○コルセットの価格について（1）（昭18. 8.23 保険発 277）	46
○コルセットの取扱いについて（2）（昭24. 4.13 保険発 167）	46
○コルセットの修理費について（昭26. 6. 8 保険発 142）	46
○コルセットの再製について（昭28. 7.30 保険発 170）	46
○先天性股関節脱臼にかかるコルセットの支給について（昭41. 2.24 保文発 171）	46
○義眼と治療材料の支給について（昭25. 2. 8 保発 9）	46
○眼球摘出後のプロテーゼの保険給付について（昭57. 6.22 保文発 344）	46
○義眼の取扱いについて（昭25. 5.11 保険発 87）	47
○補聴器の取扱いについて（昭25.11. 7 保険発 235）	47
○人工肛門受便器の取扱いについて（昭30. 3.18 保険発 62）	47
○胃下垂帯の取扱いについて（昭37. 2. 5 保文発 655）	47
○保護帽子（頭蓋骨欠損部分保護）の支給について（昭40.10.19 保文発 453）	47
○練習用仮義足に係る療養費の支給について（平12. 8. 3 保険発 142）	47

○小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について（平18. 3.15 保発0315001）	48
○小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について（平18. 3.15 保医発0315001）	49
○四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について（平20. 3.21 保発0321002）	50
○四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給における留意事項について（平20. 3.21 保医発0321001）	50
○輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について（平30. 3.23 保発0323 1）	53
○輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給における留意事項について（平30. 3.23 保医発0323 1）	53
○慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について（令 2. 3.27 保発0327 5）	54
○慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給における留意事項について（令 2. 3.27 保医発0327 8）	54
【疑義解釈】	57
○療養費の支給対象となる既製品の治療用装具の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（令 4.10.21 医療課事務連絡）	57
○治療用装具に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（令 5. 3.17 医療課事務連絡）	58
補装具の価格基準例	69

第3 柔道整復師の施術 125

1 沿革	125
2 支給対象	129
3 療養費の額	130
○柔道整復師の施術料金の算定方法（昭33. 9.30 保発 64）	131
【関係通知】	134
○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）（平 9. 4.17 保険発 57）	134
○平成20年10月以降の健康保険及び船員保険に係る柔道整復の受領委任払いに関する業務の取扱いについて（平20. 9.22 保発0922001）	155
○柔道整復師の施術に係る療養費について（平22. 5.24 保発0524 2）	157
○柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）（平11.10.20 保発 145・老発 683）	213
○柔道整復師の施術に係る療養費の取り扱いについて（平20. 9.22 保発0922004）	218
○柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）（平11.10.20 保険発 139）	220
○柔道整復師の施術に係る療養費について（平11.10.20 保険発 138）	222
○柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）（平22. 5.24 保医発0524 3）	231
○柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について（平30. 1.16 保発0116 2）	241
○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の改定について（昭40. 3.10 保発 11の2）	262
○「受領委任の取扱いとすることが認められている柔道整復の施術所における老人保健法に定める一部負担金に相当する金額の取扱いについて」の廃止について（通知）（平14. 9.27 保総発0927001・保医発0927001）	262
○柔道整復に係る療養費支給申請書の「負傷の原因」欄の記載について（通知）（平16. 5.28 保医発0528001）	262
○柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて（平16. 6.29 保医発0629001）	262
○柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について（平24. 3.12 保医発0312 1・保保発	

0312 1・保国発0312 1・保高発0312 1).....	263
【関係事務連絡】	268
○「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」の適切な実施について（平25. 3.19 保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）.....	268
○柔整療養費の被保険者等への照会について（平30. 5.24 保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）.....	269
○「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令 6.11. 6 医療介護連携政策課・医療課事務連絡）.....	272
○令和6年12月2日以降の受領委任を行っている柔道整復師の施術所における資格確認と療養費請求の取扱いについて（令 6.11.29 医療介護連携政策課・医療課事務連絡）.....	272
【疑義解釈】	275
○柔道整復師療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その1）（平22. 6.30 医療課事務連絡）.....	275
（その2）（平23. 3. 3 医療課事務連絡）.....	278
（平25. 4.24 医療課事務連絡）.....	283
（その2）（平25. 6.11 医療課事務連絡）.....	287
（平29.11. 2 医療課事務連絡）.....	288
（平30. 5.24 医療課事務連絡）.....	289
（平30. 8. 9 医療課事務連絡）.....	296
（令 2. 6.19 医療課事務連絡）.....	301
（令 4. 3.22 医療課事務連絡）.....	301
（令 4. 5.27 医療課事務連絡）.....	304
（その2）（令 4. 8.30 医療課事務連絡）.....	305
（令 6. 2.21 医療課事務連絡）.....	305
（令 6. 5.31 医療課事務連絡）.....	306
（その2）（令 6.10.18 医療課事務連絡）.....	312
（令 8. 7. 1 医療課事務連絡）.....	313
【業務に関する関係法令・通知】	319
○柔道整復師法（抄）（昭45. 4.14 法律第19号）.....	319
○あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の疑義に関する件（昭23. 6.17 医発 123）.....	319
○あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法運営に関する疑義について（昭24. 6. 8 医収 662）.....	320
○脱臼骨折等に対する手当について（昭25. 2.16 医収 97）.....	320
○柔道整復師のレントゲン撮影に対する取扱いについて（昭26. 7.20 医発 90）.....	321
○柔道整復師の業務範囲及び医業類似行為について（昭32. 9.18 医発 799）.....	321
○柔道整復師等が電気光線器具を使用することの可否について（昭39. 7. 8 医事 53）.....	321
○あん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の静電器使用について（昭33. 3.14 医発 198）.....	322
第4 あん摩・マッサージ・指圧師の施術	323
1 支給対象.....	323
2 療養費の額.....	325
【関係通知】	327
○按摩、鍼灸術にかかる健康保険の療養費について（昭25. 1.19 保発 4）.....	327
○あんま・はり灸、マッサージの施術にかかる健康保険の療養費について（昭26. 3. 9 保発 14）.....	327
○はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る療養費の支給について（昭56. 6.26 保発 49）.....	327
○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（令 8. 6. 5 保発0605 8）.....	327
○柔道整復及びあんま・マッサージに係る療養費の支給について（昭58. 6.28 保険発 66）.....	329
○はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る診断書について（平 5.10.29 医事 93, 保険発 116）.....	329
○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平16.10. 1 保医発1001002）.....	330
○はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る明細書について（通知）（抄）（令 8. 6. 5 保医発	

0605 4).....	355
【疑義解釈】	361
○はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付に ついて (平24. 2.13 医療課事務連絡).....	361
(平28.10.19 医療課事務連絡).....	364
(平29. 2.28 医療課事務連絡).....	367
(平29. 6.26 医療課事務連絡).....	369
(平30. 5.24 医療課事務連絡).....	373
(平30.10. 1 医療課事務連絡).....	374
(令 6. 9.11 医療課事務連絡).....	389
(令 8. 7. 3 医療課事務連絡).....	395
【業務に関する関係法令・通知】	401
○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (抄) (昭22.12.20 法律第217号).....	401
○脱臼骨折等に対する手当について (昭25. 2.16 医収 97).....	401
第5 はり師、きゅう師の施術	403
1 支給対象.....	403
2 療養費の額.....	404
【関係通知】	407
○按摩、鍼灸術にかかる健康保険の療養費について (昭25. 1.19 保発 4).....	407
○あんま・はり灸、マッサージの施術にかかる健康保険の療養費について (昭26. 3. 9 保発 14).....	407
○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について (令 8. 6. 5 保発0605 8).....	407
○はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る診断書について (平 5.10.29 医事 93, 保険 発 116).....	409
○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について (平16.10. 1 保医発1001002).....	409
○はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る明細書について (通知) (抄) (令 8. 6. 5 保医発 0605 4).....	434
【疑義解釈】	440
○はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付に ついて (平24. 2.13 医療課事務連絡).....	440
(平28.10.19 医療課事務連絡).....	444
(平29. 2.28 医療課事務連絡).....	446
(平29. 6.26 医療課事務連絡).....	448
(平30. 5.24 医療課事務連絡).....	453
(平30.10. 1 医療課事務連絡).....	454
(令 6. 9.11 医療課事務連絡).....	466
(令 8. 7. 3 医療課事務連絡).....	472
【業務に関する関係法令・通知】	478
○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (抄) (昭22.12.20 法律第217号).....	478
○はり師等の業務に関する件 (昭24.11.24 医発 931).....	478
○はり師、きゅう師が電気、光線器具を使用することの可否について (昭39. 8.14 医事 59).....	478
あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い	479
【関係通知】	479
○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いにつ いて (平30. 6.12 保発0612 2).....	479
○はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る明細書について (通知) (令 8. 6. 5 保医発0605 4).....	529
○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準につい	

て (平30. 6.12 保発0612 3).....	529
○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する指導及び監査について (平30. 6.12 保発0612 4).....	532
○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の審査要領につい て (平31. 1.24 保医発0124 1).....	535
○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理 者の要件について (令 2. 3. 4 保発0304 1).....	536
○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理 者の要件の特例について (令 2. 3. 4 保発0304 2).....	553
【関係事務連絡】.....	557
○「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いに ついて」の一部改正に伴う実施上の留意事項について (令 6.11. 6 医療介護連携政策課・医療課 事務連絡).....	557
○令和6年12月2日以降の受領委任を行っているはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施 術所における資格確認と療養費請求の取扱いについて (令 6.11.29 医療介護連携政策課・医療課 事務連絡).....	558
【疑義解釈】.....	560
○はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付に ついて (平30.12.27 医療課事務連絡).....	560
〈参考〉受領委任の取扱規程関係 (問の一覧).....	589
第6 生血代	599
【関係通知】.....	599
○療養費の支給について (昭24. 5.24 保文発 924).....	599
○生血液代の基準について (昭25. 3.15 保険発 39).....	599
○血液の移送に要した費用について (昭30. 2.10 保険発 28).....	599
第7 移送費	601
1 移送費の明文化.....	601
2 制度の概要.....	601
3 移送費の支給要件.....	601
【関係通知】.....	602
○移送費の支給要件 (平 6. 9. 9 保険発119・庁保険発9).....	602
4 移送費の支給額.....	602
【関係通知】.....	602
○移送費の支給額 (平 6. 9. 9 保険発119・庁保険発9).....	602
【関係法令】.....	603
○健康保険法 (抜すい).....	603
○健康保険法施行規則 (抜すい).....	603
【これまでの移送に係る通知 (抄)】.....	604
○移送費について (昭28. 7.20 保文発4,845).....	604
○同種死体腎移植術について (令 8. 3. 5 保医発0305 6).....	604
○造血幹細胞移植について (令 8. 3. 5 保医発0305 6).....	604
○臓器移植に係る海外療養費の取扱いについて (平29.12.22 保保発1222 2・保国発1222 1・保高発 1222 1).....	605
【疑義解釈】.....	606
○臓器移植に係る療養費及び移送費の取扱いに係るQ & Aの送付について (平29.12.22 保険課・国 民健康保険課・高齢者医療課事務連絡).....	606
索引	610

才 完成用部品（装具）（令和8年4月1日適用）

— 88 —

区分	名 称	型 式	上 価 限 格 円	使 用 部 品	備 考
	膝継手	A 遊動式 1 普通型	56,700 163,300 78,600 89,500 97,100 107,200 125,400 84,700 14,700 3,450 22,400 22,400 20,800 18,700 18,700 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900	オットーボック 17B206 オットーボック 17KF100-2=16-T オットーボック 17KF300 フィオル&ゲンツ SJ1071 フィオル&ゲンツ SJ1072 フィオル&ゲンツ SJ1173 フィオル&ゲンツ SJ1175 リハビテック PS-1-2 啓愛 K-107 啓愛 K-S-1A 小原 14A-001 小原 14A-002 小原 14A-003 小原 14A-004 小原 14A-005 日進医療器(株) T-831-2 日進医療器(株) T-831-3 日進医療器(株) T-831-4 日進医療器(株) T-831-5 日進医療器(株) T-831-6	E-MAG アクティブ内側用膝継手 C-Brace内側用膝継手 C-Braceユニラテラル膝継手 ニューロクラシックゼロ膝継手 12mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) ニューロクラシックゼロ膝継手 14mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) ニューロクラシックゼロ膝継手 16mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) ニューロクラシックゼロ膝継手 20mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) ニューボーゴスティック用膝継手 膝関節 軽合金 サポーター用単軸膝継手 ジュラ遊動(輪なし) 筋金・普通品 大 ジュラ遊動(輪なし) 筋金・普通品 中 ジュラ遊動(輪なし) 筋金・普通品 中間 ジュラ遊動(輪なし) 筋金・普通品 小 ジュラ遊動(輪なし) 筋金・普通品 極小 膝継手(遊動式) 18mm 軽合金/ステンレス製 膝継手(遊動式) 16mm 軽合金/ステンレス製 膝継手(遊動式) 14mm 軽合金/ステンレス製 膝継手(遊動式) 14mm 軽合金/ステンレス製 膝継手(遊動式) 12mm 軽合金/ステンレス製
		2 オフセット	28,400 104,900 113,700 124,600 143,900 24,000 20,500 17,800 17,800 67,800 74,000	オットーボック 17B26 フィオル&ゲンツ SK1381 フィオル&ゲンツ SK1382 フィオル&ゲンツ SK1383 フィオル&ゲンツ SK1385 啓愛 K-115 小原 15A-001 小原 16A-001 小原 16A-002 望月 ko_m9_1 望月 ko_m9_2	オフセット 下腿内カーブ ステンレス ニューロバリオ膝継手 12mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) ニューロバリオ膝継手 14mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) ニューロバリオ膝継手 16mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) ニューロバリオ膝継手 20mm 1個 (内外側使用の場合は2個必要) 膝関節大曲 軽合金 ジュラ遊動(輪なし) 筋金・オフセット 鉄大腿補助器筋金大曲 大 メッキなし 鉄大腿補助器筋金大曲 中 メッキなし 膝継手(はと目型回転部品および着 脱式膝継手回転ピース付き) 膝継手(はと目型回転部品および着 脱式膝継手回転ピース付き)
		B ロック式	47,200 47,200 117,300 137,300 39,700 39,700 39,700	アドバンフィット A-1321 アドバンフィット A-1322 オットーボック 17B105=16 オットーボック 17B105=20 オットーボック 17B20 オットーボック 17B21 オットーボック 17B42	SPEX(伸展補助付 4×16 右・左) SPEX(伸展補助付 5×16 右・左) ウェッジロック 下腿内側カーブ付 チタン16mm ウェッジロック 下腿内側カーブ付 チタン20mm リングロック 内カーブ ステンレス リングロック 下腿内カーブ ステンレス リングロック ストレート ステンレス

○柔道整復師の施術料金の算定方法（令和8年7月1日適用）

昭33. 9.30 保 発 64	昭58. 6.28 保 発 56	平18. 5.23 保発0523001
昭36. 7.29 保険発 73	昭59. 8.23 保 発 72	平20. 5.26 保発0526001
昭37.12. 7 庁保発 15	昭60. 5.20 保 発 56	平22. 5.24 保発0524 1
昭38.10.23 保 発 36	昭61. 6. 6 保 発 82	平25. 4.24 保発0424 1
昭40. 3.10 保 発 11	昭63. 6. 6 保 発 74	平26. 3.20 保発0320 1
昭41. 9.28 保 発 27	平元. 3.20 保 発 17	平28. 9.23 保発0923 1
昭43. 3.30 保 発 10	平2. 5.23 保 発 46	平30. 5.24 保発0524 1
昭45. 3.28 保 発 8	平4. 5.14 保 発 56	令元. 9.18 保発0918 5
昭47. 2.28 保 発 12	平6. 5.20 保 発 49	令2. 5.22 保発0522 5
昭49. 2.28 保 発 20	平8. 5.24 保 発 63	令4. 5.27 保発0527 3
昭49.10.29 保 発 71	平9. 3.26 保 発 50	令6. 5.29 保発0529 4
昭51. 4.30 保 発 21	平10. 6.22 保 発 86	令8. 6. 1 保発0601 4
昭53. 2.25 保 発 14	平12. 5.22 保 発 99	
昭56. 6.26 保 発 47	平14. 5.24 保発0524001	

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検，往療及び再検	
1. 初検料	1,560円
2. 初検時相談支援料	100円
3. 往療料	2,300円
4. 再検料	420円

- 注1. 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあつての加算金額は3,120円とする。
2. 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
3. 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
4. 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注3. による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
5. 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
6. 再検料の算定は、初回及び2回目の後療日に限る。

骨 折	整 復 料	後 療 料
1. 鎖 骨	5,500円	850円
2. 肋 骨	5,500円	
3. 上 腕 骨	11,800円	
4. 前 腕 骨	11,800円	
5. 大 腿 骨	11,800円	
6. 下 腿 骨	11,800円	
7. 手 根 骨，足 根 骨	5,500円	
8. 中手骨，中足骨，指（手・足）骨	5,500円	

第3 柔道整復師の施術

注1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨, 胸骨, 肋骨	4,100円	720円
2. 骨盤	9,500円	
3. 上腕骨, 前腕骨	7,300円	
4. 大腿骨	9,500円	
5. 下腿骨	7,300円	
6. 膝蓋骨	7,300円	
7. 手根骨, 足根骨, 中手骨, 中足骨, 指(手・足)骨	3,900円	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 顎関節	2,600円	720円
2. 肩関節	8,200円	
3. 肘関節	3,900円	
4. 股関節	9,300円	
5. 膝関節	3,900円	
6. 手関節, 足関節, 指(手・足)関節	3,900円	

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

打撲及び捻挫	施療料	後療料
1. 打撲	770円	550円
2. 捻挫	770円	

注1. 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。

2. 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の部分)

頭部, 顔面部, 頸部, 胸部, 背部(肩部を含む), 上腕部, 肘部, 前腕部, 手根・中手部, 指部, 腰殿部, 大腿部, 膝部, 下腿部, 足根・中足部, 趾部

(捻挫の部分)

頸部, 肩関節, 肘関節, 手関節, 中手指・指関節, 腰部, 股関節, 膝関節, 足関節, 中足趾・趾関節

備考1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ80円又は46円を加算する。

2. 冷罨法を併施した場合(骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。)は、1回につき80円を加算する。

3. 施術部位が2部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、2部位目は所定料金の100分の80に相当する額により算定し、3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
4. 初検日（初検料を算定できない場合を含む。以下この項において同じ。）を含む月から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する。
- ただし、初検日を含む月以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
5. 初検日（初検料を算定できない場合を含む。）を含む月から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3. 及び備考4. による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に1,000円を加算する。
- なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に1,000円を加算できるととする。
7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。
- (1) 負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。
- (2) 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できる。
- (3) 部位、回数に関係なく1日320円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。
8. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、保険医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。
9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、明細書発行加算として10円を算定する。

【関係通知】

○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）

- (平9.4.17 保険発 57) (平25.4.24 保医発0424 1)
(平9.12.1 保険発 149) (平28.9.30 保医発0930 3)
(平11.2.10 保険発 12) (平29.9.4 保医発0904 1)
(平11.10.20 保険発 138) (平30.5.24 保医発0524 1)
(平12.5.22 保険発 105) (令2.5.22 保医発0522 1)
(平12.12.28 保険発 247) (令3.3.24 保医発0324 1)
(平14.3.31 保医発0331003) (令4.5.27 保医発0527 1)
(平14.9.27 保医発0927003) (令6.5.29 保医発0529 1)
(平18.5.23 保医発0523001) (令6.11.29 保医発1129 5)
(平20.5.26 保医発0526001) (令8.6.1 保医発0601 1)
(平22.5.24 保医発0524 3)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定及び審査の適正を図るため、今般、算定基準の実施上の留意事項等に関する既通知及び疑義等を整理し、別紙のとおり定め、本年5月1日より適用することとしたので、貴管下の関係者に柔道整復師を対象とする講習会の開催等を通じ周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

別 紙

柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

第1 通則

- 療養費の支給対象となる柔道整復師の施術は、柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）に違反するものであってはならないこと。
- 脱臼又は骨折（不全骨折を含む。以下第1において同じ。）に対する施術については、医師の同意を得たものでなければならないこと。また、応急手当をする場合はこの限りではないが、応急手当後の施術は医師の同意が必要であること。
- 医師の同意は個々の患者が医師から得てもよく、又施術者が直接医師から得てもよいが、いずれの場合であっても医師の同意は患者を診察した上で書面又は口頭により与えられることを要すること。なお、実際に医師から施術につき同意を得た旨が施術録に記載してあることが認められ、支給申請書の「摘要」欄に付記されていれば、必ずしも医師の同意書の添付を要しないこと。
また、施術につき同意を求める医師は、必ずしも整形外科、外科等を標榜する医師に限らないものであること。
- 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行ってはならないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。
この場合、同意を求めることとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。
なお、この場合における当該骨折又は脱臼に対する施術料は、医師が整復又は固定を行っている場合は整復料又は固定料は算定せず、初検料、後療料等により算定すること。
- 療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。なお、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。

また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。

(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。

- 6 単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は、療養費の支給対象外であること。
- 7 柔道整復の治療を完了して単にあんま（指圧及びマッサージを含む。）のみの治療を必要とする患者に対する施術は支給対象としないこと。
- 8 既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者に対する施術については、現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること。なお、整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること。
- 9 保険医療機関に入院中の患者の後療を医師から依頼された場合の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても、支給対象としないこと。
- 10 骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対する施術料は、膏薬、湿布薬等を使用した場合の薬剤料、材料代等を含むものであること。
- 11 患者の希望により後療において新しい包帯を使用した場合は、療養費の支給対象とならないので、患者の負担とするもやむを得ないものであること。なお、その際、患者が当該材料の使用を希望する旨の申出書を患者から徴するとともに、徴収額を施術録に記載しておくこと。
- 12 柔道整復師宅に滞在して手当てを受けた場合に要した食費、寝具費、室代等は支給対象としないこと。
- 13 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）は支給対象としないこと。
- 14 自家施術（柔道整復師による家族、関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）は支給対象としないこと。

第2 初検料及び初検時相談支援料

- 1 患者の負傷が治癒し、又は患者が任意に施術を中止した日の翌日から起算して3月内に同一の施術所において施術（当初とは異なる負傷又は部位に対するものを含む。）を行った場合の初検料は算定できないこと。

また、5により初検料のみ算定した後、3月内に同一の施術所において施術を行った場合の初検料も算定できないこと。

なお、この場合において、3月の期間の計算は、例えば、2月10日～5月9日、7月1日～9月30日、9月15日～12月14日等と計算する。

- 2 現に施術継続中に他の負傷が発生して初検を行った場合は、それらの負傷に係る初検料は合わせて1回とし、1回目の初検のときに算定するものであること。
- 3 同一の施術所において同一の患者に2以上の負傷により同時に初検を行った場合であっても、初検料は1回とすること。この場合、施術者が複数であっても、初検料は合わせて1回のみとすること。
- 4 同一の患者について、自費施術途中に受領委任の取扱いができることとなった場合は、同一の負傷に関するものである限り、その切り替え時の施術について初検料は算定できないこと。その際、施術録及び支給申請書の「摘要」欄に「〇月〇日自費初検、〇月〇日健保被保険者資格取得」等の記載をしておくこと。

なお、保険種別に変更があった場合も同様とすること。その際、施術録及び支給申請書の「摘要」欄に「〇月〇日初検、〇月〇日保険種別変更による健保被保険者資格取得」等の記載をして

- ・別添1 明細書交付義務化対象施術所の拡大について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和4年5月27日付け事務連絡）」及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（令和4年8月30日付け事務連絡）」の一部改正
- ・別添2 長期・頻回受療の適正化について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和6年5月31日付け事務連絡）」の一部改正

以上

（別添1）〔略→令和6年5月31日医療課事務連絡の別添1（307頁～）を参照〕

（別添2）〔略→令和6年5月31日医療課事務連絡の別添2（310頁～）を参照〕

○柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

（令8.7.1 医療課事務連絡）

「〔柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準〕の一部改正について」（令和8年6月1日付け保発0601第4号）等については、「〔柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）〕の一部改正について」（令和8年6月1日付け保医発0601第1号厚生労働省保険局医療課長通知）等により、令和8年7月1日から実施することとされたところですが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添1のとおり取りまとめたほか、下記の事務連絡を別添2のとおり改正しますのでご連絡いたします。関係者に周知いただくとともに、窓口での相談対応等において個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

なお、別添3の疑義解釈については廃止します。

記

- ・別添1 令和8年度柔道整復療養費改定等に係る疑義解釈（事務連絡）
- ・別添2 「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その1）（平成22年6月30日付け事務連絡）」、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和4年5月27日付け事務連絡）」、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（令和4年8月30日付け事務連絡）」及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和6年5月31日付け事務連絡）」の一部改正
- ・別添3 廃止となる疑義解釈

以上

（別添1）

【初検料・再検料関係】

※初検料・再検料の個別のケースにおける取扱いについては別紙「令和8年度柔道整復療養費料金改定後の初再検料の算定に関する規定と運用のイメージ」参照。

（問1）初検料の「患者の負傷が治癒し、又は患者が任意に施術を中止」及び再検料の「負傷の治癒又は施術の中止」には、治癒、中止、転医のいずれも含まれるのか。

（答） 含まれる。

(問2) 初検料のみ算定が可能な「患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合」とはどのような場合か。

(答) 患者の状態を聴取した結果、療養費の支給対象となる負傷の可能性があると判断したが、初検の結果、外傷性ではあるものの、その負傷の程度が軽微で施術の必要がないと判断して施術を行わなかった場合又は負傷が慢性の状態に至っていると判断して施術を行わなかった場合について、いわゆる無傷として初検料のみの算定ができる。この場合、柔道整復施術療養費支給申請書の負傷名欄には「無傷」と記載すること。ただし、この場合に、当該初検料以外の療養費（はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費を含む）は算定できず、また、療養費の支給対象外の施術に係る費用を患者に請求することもできない。

(問3) 「患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合」に、初検料と同時にはり師、きゅう師又はあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費を請求した場合は、いずれも支給不可となるのか。

(答) はり師、きゅう師又はあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給要件に該当している場合においては、当該療養費は請求可能となるが、柔道整復療養費における初検料の算定はできない。

(問4) 「患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合」について、初検料に代わって再検料を算定する場合についても算定可能か。

(答) 再検料は算定できない。

(問5) 初検料に代わって再検料を請求し、時間外、休日又は深夜加算を行う場合、支給申請書にはどのように記載すれば良いか。また、明細書にはどの欄に記載すれば良いか。

(答) 支給申請書については、「初検料」欄内の「加算」欄のうち該当する項目に丸を付け、加算額を記載すること。

明細書については、「再検料」欄に再検料と加算額の合計額を記載するか、「その他」欄に加算額を記載すること。

【2 部位目の通減関係】

(問6) 新たな申請書様式が示されたが、7月請求分からこの新様式を使用しなければならないか。

(答) 新様式を使用するのが望ましいが、当面は従前の様式を一部修正し使用可とする。この場合の修正方法は次のとおりとする。

- ① 後療料の2部位目の通減率欄の「100」を取消線で抹消し、「80」に修正
 - ② ①と同じ行の多部位欄に「0.8」と記載
 - ③ なお、後療料の3部位目以降の欄は、治癒後、新たに負傷が発生した場合等、適宜、通減率欄等を修正して使用できるものとする。
- また、「明細書発行体制加算 加算日」欄については空欄で差し支えない。

(問7) 申請書における負傷名の記載の順序について、「骨折、不全骨折及び脱臼については初検時において優先して記入すること」に変更されたことに伴い、先に捻挫で受療し、その後骨折が追加された場合でも、必ず骨折を優先して記載しなければならないのか。ま

【関係通知】

○按摩、鍼灸術にかかる健康保険の療養費について

(昭25. 1.19 保発 4)

標記については療術業者の団体と契約の下に、これを積極的に支給する向もあるやに聞き及んでい
るが、本件については従前通り御取り扱いを願いたい。

従つて、この施術に基いて療養費の請求をなす場合においては、緊急その他真に已むを得ない場合
を除いては、すべて医師の同意書を添付する等、医師の同意があつたことを確認するに足る証憑を添
えるよう指導することとして、その支給の適正を期することと致されたい。

○あんま・はり灸、マッサージの施術にかかる健康保険の療養費について

(昭26. 3. 9 保発 14)

標記については客年1月19日保発第4号をもって通知したにも拘らず、いまなお施術業者の団体と
の契約を続行し、甚しきは新たに契約を締結しているところがあるやに聞き及んでいるが、若しかか
る事実の存する場合はその事情の如何を問わず、至急これを破棄するよう御措置願いたい。

○はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る療養費の支給について

(昭56. 6.26 保発 49)

はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を
次のとおり改め、本年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、あんま・マッサージに係る療養費の算定は、乙点数表における所定点数に相当する金額を基
準としていたものであるが、今般、本通知により、独自にその施術料を定めることとしたもので、当
該事項に係る従前の通知は、これを廃止する。

おつて、往療料の算定に当たっては、従前どおり柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（昭和
56年6月26日付保発第47号通知）の往療料の項（ただし、注3を除く。）に準じて算定するものであ
るので、念のため申し添える。

記

(略)

○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

(令 8. 6. 5 保発0605 8)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料
金等を下記のとおり改め、本年7月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して
周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう (略)

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1 局所 1 回につき	470円
2 局所 1 回につき	940円
3 局所 1 回につき	1,410円
4 局所 1 回につき	1,880円
5 局所 1 回につき	2,350円

「あん
摩・マ
ッサ
ジ・指
圧」

注 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料1

1 局所 1 回につき	2,770円
2 局所 1 回につき	3,240円
3 局所 1 回につき	3,710円
4 局所 1 回につき	4,180円
5 局所 1 回につき	4,650円

② 訪問施術料2

1 局所 1 回につき	1,620円
2 局所 1 回につき	2,090円
3 局所 1 回につき	2,560円
4 局所 1 回につき	3,030円
5 局所 1 回につき	3,500円

③ 訪問施術料3

(3人～9人の場合)

1 局所 1 回につき	930円
2 局所 1 回につき	1,400円
3 局所 1 回につき	1,870円
4 局所 1 回につき	2,340円
5 局所 1 回につき	2,810円

④ 訪問施術料4

(10人～19人の場合)

1 局所 1 回につき	620円
2 局所 1 回につき	1,090円
3 局所 1 回につき	1,560円
4 局所 1 回につき	2,030円
5 局所 1 回につき	2,500円

⑤ 訪問施術料5

(20人以上の場合)

1 局所 1 回につき	540円
2 局所 1 回につき	1,010円
3 局所 1 回につき	1,480円
4 局所 1 回につき	1,950円
5 局所 1 回につき	2,420円

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 温電法を(1)又は(2)と併施した場合

1 回につき	180円加算
--------	--------

注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において

人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とする。

(4) 変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合

1肢1回につき 470円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

(5) 往療料

1回につき 2,300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(6) 施術報告書交付料 480円

(7) 明細書発行加算 10円

注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書が無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。

注1 同一の患者に対する月16回以降の施術については、マッサージ、訪問施術料、温罨法（電気光線器具を使用した場合を含む。）及び変形徒手矯正術について所定料金の100分の50に相当する額により算定する。

注2 訪問施術料4又は5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が100分の90以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について100分の80に相当する額により算定する。なお、出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

○柔道整復及びあんま・マッサージに係る療養費の支給について

（昭58.6.28 保険発 66）

標記については、本日、保発第56号及び保発第57号をもって厚生省保険局長から貴都道府県知事あて通知されたところであるが、これが取扱いについては次のとおりであるので、遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合の加算は、柔道整復又はあんま・マッサージの業務の範囲内において低周波、高周波、超音波又は赤外線療法を行った場合に算定する。

○はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る診断書について

（平 5.10.29 医事 93, 保険発 116）

標記については、昭和42年9月18日保発第32号、平成元年9月4日保険発第85号及び平成4年5月22日保険発第75号通知により実施しているところであるが、施術の円滑な実施を図るため、下記の点について御了知のうえ、関係者への周知徹底及び指導に遺憾のないよう配慮されるとともに、今後とも療養費支給の適正化に御尽力賜りたい。

記

はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る診断書の交付を患者から医師が求められた場合には、適切な対処がなされるよう配慮されたいこと。

○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について

(平16.10. 1 保医発1001002) (平30. 6.20 保医発0620 1)
(平17. 3.30 保医発0330001) (令 2.11.25 保医発1125 1)
(平20. 5.26 保医発0526002) (令 3. 3.24 保医発0324 2)
(平22. 5.24 保医発0524 4) (令 3. 4.28 保医発0428 1)
(平25. 4.24 保医発0424 2) (令 6. 5.31 保医発0531 7)
(平28. 9.30 保医発0930 4) (令 6.11.29 保医発1129 7)
(平29. 6.26 保医発0626 3) (令 7.12. 3 保医発1203 2)
(平30. 5.24 保医発0524 2) (令 8. 6. 5 保医発0605 3)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の取扱いの適正を図るため、留意事項等に関する既通知を整理し、別添のとおりとしたので貴管下の関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配意願いたい。

なお、下記の通知は、平成16年10月1日をもって廃止する。

記

あんま、マッサージに係る療養費の支給について

(昭和33年9月30日保険発126号)

あん摩マッサージ指圧師に係る療養費の支給について

(昭和40年4月8日保険発37号)

はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて

(昭和46年4月1日保険発28号)

はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る療養費の支給について

(昭和47年2月28日保険発22号)

あんま・マッサージの施術について

(昭和63年6月6日保険発59号)

はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る医師の同意書の取扱いについて

(平成元年9月4日保険発85号)

はり・きゅうの施術に係る医師の診断書について

(平成4年5月22日保険発75号)

はり、きゅう及びあんま・マッサージに係る療養費の支給の取扱いについて

(平成8年5月24日保険発84号)

はり、きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについて

(平成9年12月1日保険発150号)

別添1

はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 (略)

別添2

マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

第1章 通則

1 マッサージの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッ

サージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」(昭和22年12月20日法律第217号)に反するものであってはならないこと。

- 2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。
- 3 施術所(施術管理者及び勤務する施術者を含む。以下この項及び4において同じ。)は、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告若しくは通達、ガイドライン等(その後の変更若しくは改訂及び新たに規定されるものを含む。)に違反する広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

また、施術所が、集合住宅・施設・請求代行の事業者若しくはその従事者、医療機関、医師又はその関係者等(以下「他の事業者等」という。)に対して金品(いわゆる紹介料その他の経済上の利益)を提供し、患者の紹介を受けることは、特定の施術所への患者誘導につながる蓋然性が極めて高く、また、患者による妥当な施術所の選択を阻害するおそれがあることから当該紹介の結果なされた施術については、療養費の支給の対象外とすること。この場合において、その他の経済上の利益とは、金銭、物品、便益、労務、饗応等を指すものであること。同様の観点から、施術所と他の事業者等が特別の関係にあり、実質的に患者による他の施術所の選択ができない場合は、当該他の事業者等の入居者等に対して行われる施術については、療養費の支給の対象外とすること。

さらに、施術所が、医療機関、医師又はその関係者等に対して金品等を提供し、療養費の請求に必要となる留意事項に基づく同意書又は診断書(以下「同意書等」という。)の交付を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

- 4 (1) 第1章3において、施術者と他の事業者等の関係が、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する場合に、当該施術者と当該他の事業者等は特別の関係にあると認められるものであること。
 - (イ) 当該施術所の開設者が、当該他の事業者等の開設者と同一の場合
 - (ロ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者と同一の場合
 - (ハ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者の親族等である場合
 - (ニ) 当該施術所の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の事業者等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、当該他の事業者等が、財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の施術所をいい、当該施術所の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限ることとし、具体的には次の①から⑤までの場合を含むものとする。)
 - ① 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等である場合
 - ② 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等の子会社等である場合
 - ③ 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等の関連会社等である場合
 - ④ 当該他の事業者等又は当該他の事業者等の親会社、子会社等の関連会社(以下単に「関連会社」という。)が、当該施術所(関連会社である場合を含む。)と当該施術所の運営に関するフランチャイズ契約を締結している場合
 - ⑤ 当該他の事業者等又は関連会社が、当該施術所(関連会社である場合を含む。)と経営等に関するコンサルテーション等を委託している事業者である場合
- (2) (1)のほか、特別の関係にあると認められる場合としては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合が該当するものであること。
 - (イ) 患者が居住し、又は退院後に居住する高齢者住まい等を設置運営する事業者が、施術所

【関係通知】

○按摩、鍼灸術にかかる健康保険の療養費について

(昭25. 1.19 保発 4)

標記については療術業者の団体と契約の下に、これを積極的に支給する向もあるやに聞き及んでいるが、本件については従前通り御取り扱いを願いたい。

従つて、この施術に基いて療養費の請求をなす場合においては、緊急その他真に已むを得ない場合を除いては、すべて医師の同意書を添付する等、医師の同意があつたことを確認するに足る証憑を添えるよう指導することとして、その支給の適正を期することと致されたい。

○あんま・はり灸、マッサージの施術にかかる健康保険の療養費について

(昭26. 3. 9 保発 14)

標記については客年1月19日保発第4号をもって通知したにも拘らず、いまなお施術業者の団体との契約を続行し、甚しきは新たに契約を締結しているところがあるやに聞き及んでいるが、若しかかる事実の存する場合はその事情の如何を問わず、至急これを破棄するよう御措置願いたい。

○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

(令 8. 6. 5 保発0605 8)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年7月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
2,000円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
2,320円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1,650円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1,820円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 訪問施術料

訪問施術料1

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 3,950円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 4,120円

訪問施術料2

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 2,800円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 2,970円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 2,110円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 2,280円

訪問施術料4

（10人～19人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,800円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,970円

訪問施術料5

（20人以上の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,720円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,890円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

- (4) 往療料

1回につき 2,300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

- (5) 施術報告書交付料 480円

- (6) 明細書発行加算 10円

注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。

注1 同一の患者に対する月16回以降の施術については、施術料、訪問施術料及び電療料について所定料金の100分の50に相当する額により算定する。

注2 訪問施術料4又は5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が100分の90以上であ

る場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について100分の80に相当する額により算定する。なお、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

2 あん摩・マッサージ（略）

○はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る診断書について

（平 5.10.29 医事 93, 保険発 116）

標記については、昭和42年9月18日保発第32号、平成元年9月4日保険発第85号及び平成4年5月22日保険発第75号通知により実施しているところであるが、施術の円滑な実施を図るため、下記の点について御了知のうえ、関係者への周知徹底及び指導に遺憾のないよう配慮されるとともに、今後とも療養費支給の適正化に御尽力賜りたい。

記

はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る診断書の交付を患者から医師が求められた場合には、適切な対処がなされるよう配慮されたいこと。

○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について

（平16.10. 1 保医発1001002）（平30. 6.20 保医発0620 1）
 （平17. 3.30 保医発0330001）（令 2.11.25 保医発1125 1）
 （平20. 5.26 保医発0526002）（令 3. 3.24 保医発0324 2）
 （平22. 5.24 保医発0524 4）（令 3. 4.28 保医発0428 1）
 （平25. 4.24 保医発0424 2）（令 6. 5.31 保医発0531 7）
 （平28. 9.30 保医発0930 4）（令 6.11.29 保医発1129 7）
 （平29. 6.26 保医発0626 3）（令 7.12. 3 保医発1203 2）
 （平30. 5.24 保医発0524 2）（令 8. 6. 5 保医発0605 3）

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の取扱いの適正を図るため、留意事項等に関する既通知を整理し、別添のとおりとしたので貴管下の関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配意願いたい。

なお、下記の通知は、平成16年10月1日をもって廃止する。

記

あんま、マッサージに係る療養費の支給について

（昭和33年9月30日保険発126号）

あん摩マッサージ指圧師に係る療養費の支給について

（昭和40年4月8日保険発37号）

はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて

（昭和46年4月1日保険発28号）

はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る療養費の支給について

（昭和47年2月28日保険発22号）

あんま・マッサージの施術について

（昭和63年6月6日保険発59号）

はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る医師の同意書の取扱いについて

（平成元年9月4日保険発85号）

はり・きゅうの施術に係る医師の診断書について

(平成4年5月22日保険発75号)

はり、きゅう及びあんま・マッサージに係る療養費の支給の取扱いについて

(平成8年5月24日保険発84号)

はり、きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについて

(平成9年12月1日保険発150号)

別添1

はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

第1章 通則

- 1 はり、きゅうの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。
- 2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。
- 3 施術所（施術管理者及び勤務する施術者を含む。以下この項及び4において同じ。）は、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告若しくは通達、ガイドライン等（その後の変更若しくは改訂及び新たに規定されるものを含む。）に違反する広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

また、施術所が、集合住宅・施設・請求代行の事業者若しくはその従事者、医療機関、医師又はその関係者等（以下「他の事業者等」という。）に対して金品（いわゆる紹介料その他の経済上の利益）を提供し、患者の紹介を受けることは、特定の施術所への患者誘導につながる蓋然性が極めて高く、また、患者による妥当な施術所の選択を阻害するおそれがあることから当該紹介の結果なされた施術については、療養費の支給の対象外とすること。この場合において、その他の経済上の利益とは、金銭、物品、便益、労務、饗応等を指すものであること。同様の観点から、施術所と他の事業者等が特別の関係にあり、実質的に患者による他の施術所の選択ができない場合は、当該他の事業者等の入居者等に対して行われる施術については、療養費の支給の対象外とすること。

さらに、施術所が、医療機関、医師又はその関係者等に対して金品等を提供し、療養費の請求に必要となる留意事項に基づく同意書又は診断書（以下「同意書等」という。）の交付を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

- 4 (1) 第1章3において、施術者と他の事業者等の関係が、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する場合に、当該施術者と当該他の事業者等は特別の関係にあると認められるものであること。
 - (イ) 当該施術所の開設者が、当該他の事業者等の開設者と同一の場合
 - (ロ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者と同一の場合
 - (ハ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者の親族等である場合
- (二) 当該施術所の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の事業者等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
- (ホ) (イ)から(二)までに掲げる場合に準ずる場合（人事、資金等の関係を通じて、当該他の事業者等が、財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の施術所をいい、当該

あん摩・マッサージ・指圧師，はり師，きゅう師の 施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い

【関係通知】

○はり師，きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の 取扱いについて

(平30. 6.12 保発0612 2) (令 6. 2. 9 保発0209 2)
 (令 2. 3. 4 保発0304 3) (令 6. 5.31 保発0531 2)
 (令 2.11.25 保発1125 7) (令 6.11.29 保発1129 6)
 (令 3. 3.24 保発0324 2) (令 7.12. 3 保発1203 2)
 (令 3. 4.28 保発0428 1) (令 8. 6. 5 保発0605 9)
 (令 4. 5.31 保発0531 3)

はり師，きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）の施術に係る療養費（健康保険法（大正11年法律第70号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく全国健康保険協会管掌健康保険，組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費。以下「療養費」という。）については，患者の負担が軽減され，患者が施術者から適切に施術を受けられ，施術者から保険者（国民健康保険法に基づき療養費の支給を行う国民健康保険の保険者は，市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合）又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に対して適切に療養費が請求されるよう，今般，受領委任の取扱いを導入し，下記のとおり取り扱うこととしたので，遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 受領委任の契約の締結について

受領委任は，施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事が受領委任の契約を締結することにより，患者の施術料支払や療養費請求手続に係る負担が軽減され，保険者等への療養費請求手続が明確化され，必要に応じて地方厚生（支）局及び都道府県から施術者や開設者に対して指導監督が行われ，療養費の不正又は不当な請求への対応が行われることを目的とするものである。

施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事の受領委任の契約の締結は，施術者や開設者に対して，一定のルールに基づく施術や療養費の請求等を行うことを求め，施術者等がこれを約束したことを認める行為であり，形式的には契約という形態をとっているが，受領委任の取扱いが認められた施術所の施術者であることを行政として公に認める行為である。

また，受領委任の取扱いを認めることが不適当な施術所の施術者に対してはその取扱いを中止し，中止を受け5年間を経過しない者など不適当な施術者や開設者に対しては受領委任の取扱いを認めないものであり，さらに，中止を受けた施術者に対しては国家資格についての行政処分を行う場合もあり，このように，施術者との受領委任の契約の締結は，本来的に行政が行うべきものである。

なお，地方厚生（支）局長及び都道府県知事が施術者と締結する受領委任の契約の内容（受領委任の取扱規程）については，別添1のとおりであること。

2 受領委任の契約に係る保険者等からの委任について

受領委任の取扱いは、施術者が、療養費の請求権者である被保険者等から療養費の受領の委任を受け、保険者等に請求する場合の取扱いであり、施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事との受領委任の契約の締結は、地方厚生（支）局長又は都道府県知事が保険者等から受領委任の契約に係る委任を受けたうえで行われる。

この委任は、個別の施術者等について、受領委任の取扱いを認めるか否かの判断を保険者等から地方厚生（支）局長又は都道府県知事に委ね、保険者等は、地方厚生（支）局長及び都道府県知事が契約を締結した施術所の施術者については、原則、受領委任の取扱いを認めるとともに、地方厚生（支）局長及び都道府県知事が契約に基づき実施する施術者等に対する指導及び監査に必要な療養費の支給申請書等の提供を行政に対して約束するものであり、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではない。

なお、保険者等の委任等に係る具体的な手続は、別添２のとおりであること。

3 受領委任の取扱いの導入当初における対応について

(1) 施術者における対応

受領委任の取扱いを希望する施術者は、別添１のとおり、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあつては地方厚生（支）局都府県事務所）へ申出に関する書類一式を提出することとなるが、受領委任の取扱いを開始する平成31年１月１日から受領委任の取扱いを希望する施術者は、平成30年７月２日から平成30年10月31日までの間に提出し、また、平成31年１月４日以降に受領委任の取扱いを希望する施術者は、平成31年１月４日以降、随時提出するものであること。

当該申出に関する具体的な手続については、平成30年６月下旬までに各地方厚生（支）局のウェブページで掲示し、受領委任の取扱いを希望する施術者は、申出を行う施術所の所在地（出張専門施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生（支）局のウェブページを確認するものであること。

なお、当該申出に対する地方厚生（支）局長及び都道府県知事の承諾については、平成31年１月初旬以降、申出を行った施術者に対して通知するとともに、地方厚生（支）局のウェブページで受領委任を取り扱う施術所（施術者）の一覧を掲示する予定であること。

(2) 保険者等における対応

受領委任を取り扱う保険者等は、別添２のとおり、健康保険組合は健康保険組合連合会会長に対し、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合は国民健康保険中央会理事長に対して、委任を開始する日付の３ヶ月前までにそれぞれ委任する旨を通知することとなるが、受領委任の取扱いの導入当初においては、保険者等が委任を開始する日付は、平成31年１月１日又は平成31年４月１日とするので、平成31年１月１日より委任を開始する保険者等については平成30年10月１日までに、平成31年４月１日より委任を開始する保険者等については平成30年12月28日までにそれぞれ委任する旨を通知するものであること。

また、平成31年５月１日以降に委任を開始（その後は暦月単位で各月の１日に委任を開始）する保険者等についても、委任を開始する日付の３ヶ月前までに随時委任する旨を通知するものであること。

なお、厚生労働省は、各保険者等の委任の状況について、状況が変更される日付の１ヶ月前までに厚生労働省のウェブページに掲載するものであり、平成31年１月１日より委任を開始する保険者等については平成30年11月30日までに、平成31年４月１日より委任を開始する保険者等については平成31年３月１日までに厚生労働省のウェブページで掲示する予定であること。

別添 1

受領委任の取扱規程

第 1 章 総則

(目的)

- 1 この規程（施行後の変更及び改訂等を含み、以下「本規程」という。）は、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）が健康保険法（大正11年法律第70号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者（国民健康保険法に基づき療養費の支給を行う国民健康保険の保険者は、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合）又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。

(委任)

- 2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、地方厚生（支）局長（以下「厚生（支）局長」という。）は、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）から受領委任の契約に係る委任を受けるとともに、健康保険組合からの委任を受けた健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。

なお、保険者等が、受領委任の契約に係る委任をするか否か、また、委任を終了し、施術者との受領委任の契約を終了するか否かについては、保険者等の裁量によるものであること。

保険者等が、当該委任をし又は委任を終了する場合は、健保協会支部長は厚生（支）局長に対し、健康保険組合は健康保険組合連合会会長に対し、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合は国民健康保険中央会理事長に対し、書面により当該委任をし又は委任を終了する旨及びその日付を通知すること。

当該通知を受けた健康保険組合連合会会長は厚生（支）局長に対し、国民健康保険中央会理事長は都道府県知事に対し、その旨を書面により通知すること。

厚生労働省は、各保険者等の委任の状況について、状況が変更される日付の1ヶ月前までに、厚生労働省のウェブページに掲載するものであること。

- 3 2の委任は、第2章、第8章及び第9章に係る事務等の本規程に基づく受領委任の契約の締結及び履行に関する事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

なお、当該委任を受けて、地方厚生（支）局及び都道府県は共同して本規程に基づく事務等を行うものであること。

(受領委任の施術所及び施術管理者)

- 4 施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者（第2章に定める手続を行い、11の承諾を受けたことにより第4章に定める療養費の請求の事務を行う施術者をいう。ただし、11の承諾を受ける前においては、当該承諾を受けることを予定する施術者を含め、以下「施術管理者」という。）とすること。

ただし、開設者が施術者でない場合又は開設者である施術者が施術所で施術を行わない場合は、

【疑義解釈】

○はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

（平30.12.27 医療課事務連絡）（令 6. 9.30 医療課事務連絡）

（令 4. 5.31 医療課事務連絡）（令 7.12. 3 医療課事務連絡）

（令 4. 6.29 医療課事務連絡）（令 8. 7. 3 医療課事務連絡）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについては、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）により平成31年1月から開始されますが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

〈別添〉

受領委任の取扱規程関係

【総則関係】

第1章

1（目的）、2～3（委任）、4～6（受領委任の施術所及び施術管理者）

（問1） 受領委任の目的は、どのようなものか。

（答） 保険者等からの委任を受けた地方厚生（支）局長及び都道府県知事が施術者と受領委任の契約を締結することにより、患者の施術料支払や療養費請求手続に係る負担を軽減し、施術者の保険者等への療養費請求手続を明確にし、必要に応じて地方厚生（支）局及び都道府県が施術者や開設者に対して指導監督を行うことにより、療養費の不正又は不当な請求への対応を行うものである。（「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）別添1（以下「取扱規程」という。）第1章の1）

（問2） 受領委任の取扱いとは、どのようなものか。

（答） 施術者が、取扱規程に則り、患者に施術を行い、患者等（被保険者等）から一部負担金及び療養費の受領の委任を受け、患者等（被保険者等）に代わって療養費支給申請書を作成のうえ保険者等へ提出し、療養費を受け取る取扱いである。（取扱規程第1章の1）

（問3） 受領委任の取扱いの対象となる保険者等とは、どのようなものか。

（答） 具体的には、全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合のうち、受領委任の契約に係る委任をした保険者等である。なお、これらの保険者等以外（例えば共済組合）については、取扱規程による取扱いの対象とされていない。（取扱規程第1章の1、第1章の2）

（問4） 受領委任の取扱いは、どのような場合に対象となるか。

（答） 受領委任を取り扱う（受領委任の契約を締結した）施術者が施術を行い、受領委任を取り扱う（受領委任の契約に係る委任をした）保険者等に対して療養費支給申請を行う場合である。

したがって、受領委任を取り扱う施術者が施術を行う場合であっても、受領委任を取り扱わない保険者等に対して療養費支給申請を行う場合、受領委任の取扱いの対象とならない。（取扱規程第1章の1、第1章の2）

（問5） 保険者等が受領委任の取扱いを開始する場合、いつ（どの施術分）から適用されるか。

（答） 保険者等が受領委任の契約に係る委任をした年月日（毎月1日）以降の施術分から適用される。例えば、平成31年1月1日から受領委任の取扱いを開始する保険者等の場合、平成31年1月1日以降の施術分に係る療養費支給申請書が受領委任の取扱いの対象となり、平成31年1月1日以降に提出された平成30年12月以前の施術分に係る療養費支給申請書については、従前の取扱いとなる。（取扱規程第1章の2）

（問6） 施術所（施術者）が受領委任の取扱いを開始する場合、いつ（どの施術分）から適用されるか。

（答） 地方厚生（支）局に申出の書類を提出し、承諾を受けた年月日以降の施術分から適用される。（取扱規程第2章の10、第2章の11）

（問7） 施術所（施術者）の受領委任の取扱いは、承諾を受けた年月日以降の施術分から適用されるが、申出から承諾までの期間は、受領委任の取扱いは認められないのか。

（答） 受領委任の取扱いが適用される承諾年月日は、申出の書類の受付年月日としており、申出が承諾された場合、申出以降の期間について遡って受領委任の取扱いが認められる。例えば、平成31年1月15日に申出を行い、平成31年1月15日付の承諾を平成31年2月下旬に受けた場合、平成31年1月15日以降の施術分は受領委任の取扱いの対象となる（施術所（施術者）が平成31年1月分について一の療養費支給申請書で作成する場合、保険者等（又は国保連合会）に問い合わせる。）。（取扱規程第2章の10、第2章の11）

（問8） 各保険者等について、受領委任の取扱いを開始する時期が異なっても差し支えないか。

（答） 差し支えない。なお、保険者等が受領委任の取扱いを開始するまでの間については、従前の取扱いとなるが、受領委任と従前の取扱いが混在する期間を短くし、早期に取扱いの平準化を図るため、受領委任の取扱いを予定している保険者等は、可能な限り早期に取扱いを開始することが望ましい。（取扱規程第1章の2）

（問9） 償還払いの取扱いとは、どのようなものか。

（答） 療養費の原則となる取扱いであり、患者等が施術を行った施術所（施術者）へ施術料金の全額を支払い、療養費の支給申請者（被保険者等）が保険者等に支給申請書及び領収書を提出し、保険者等が支給申請者（被保険者等）に療養費を支払う取扱いである。

（問10） 保険者等が受領委任を取り扱う場合、保険者等は、受領委任を取り扱わない（契約を締結しない）施術者の施術に係る療養費支給申請について、償還払いの取扱いとすることが適当か。

（答） そのとおり。そのため、施術所（施術者）は、患者の希望に応じて受領委任の取扱いを行う場合、あらかじめ地方厚生（支）局に受領委任の申出に係る書類を提出し、承諾を受ける必要がある。なお、受領委任を取り扱う保険者等は、施術所（施術者）に対し、受領委任の趣旨を説明し、受領委任の申出を行うよう勧奨することが望ましい。